別記様式（第42条関係）

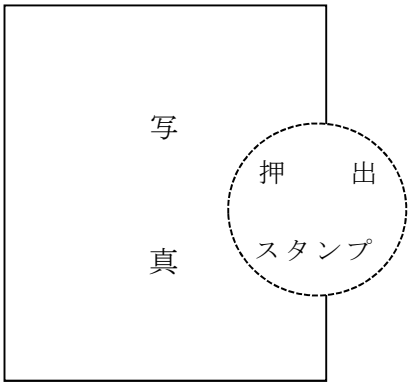
（表　　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の３第８項において準用する同法第61条の２の２第４項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名



年　月　日生
年　月　日交付

原子力規制委員会　印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の２の２（略）

２（略）

３　原子力規制検査に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

４　前項第１号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　第３項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とすること。

（裏　　面）

第64条の３（略）

２～６　　（略）

７　特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

８　第61条の２の２第３項から第５項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第３項中「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十七の二　第64条の３第１項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三　第64条の３第４項の規定による命令に違反した者

二十七の四　第64条の３第６項の規定による命令に違反した者

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第１号、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第６号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の３、第13号の４、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の２（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑